

令和4年3月

春日部市議会定例會議案

議案目録

令和4年3月春日部市議会定例会

| | | |
|---------|---|----|
| 議案第 2 号 | 春日部市長寿祝金贈呈条例の一部改正について | 1 |
| 議案第 3 号 | 春日部市消防団条例の一部改正について | 3 |
| 議案第 4 号 | 埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について | 6 |
| 議案第 5 号 | 市道路線の認定について | 10 |
| 議案第 6 号 | 市道路線の廃止について | 12 |
| 議案第 7 号 | 令和3年度春日部市一般会計補正予算（第12号）について | 14 |
| 議案第 8 号 | 令和3年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について | 15 |
| 議案第 9 号 | 令和3年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について | 16 |
| 議案第10号 | 令和3年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第3号）について | 17 |
| 議案第11号 | 令和3年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について | 18 |
| 議案第12号 | 令和3年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第3号）について | 19 |
| 議案第13号 | 令和3年度春日部市下水道事業会計補正予算（第2号）について | 20 |
| 議案第14号 | 令和4年度春日部市一般会計予算について | 21 |
| 議案第15号 | 令和4年度春日部市国民健康保険特別会計予算について | 22 |
| 議案第16号 | 令和4年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について | 23 |
| 議案第17号 | 令和4年度春日部市介護保険特別会計予算について | 24 |
| 議案第18号 | 令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算について | 25 |
| 議案第19号 | 令和4年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について | 26 |
| 議案第20号 | 令和4年度春日部市水道事業会計予算について | 27 |
| 議案第21号 | 令和4年度春日部市病院事業会計予算について | 28 |
| 議案第22号 | 令和4年度春日部市下水道事業会計予算について | 29 |
| 議案第23号 | 春日部市監査委員の選任につき同意を求めるについて | 30 |

追 加 議 案 目 錄

令和4年3月春日部市議会定例会

議案第24号 令和3年度春日部市一般会計補正予算（第13号）について ······ 31

議案第 2 号

春日部市長寿祝金贈呈条例の一部改正について

春日部市長寿祝金贈呈条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

長寿祝金の贈呈時期の見直し等に伴い、祝金の贈呈の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市長寿祝金贈呈条例の一部を改正する条例

春日部市長寿祝金贈呈条例（平成17年条例第106号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (祝金の贈呈) 第2条 祝金は、 <u>誕生日（誕生日が2月29日である者のうるう年以外の年における誕生日は、2月28日とみなす。）の属する月の末日</u> （以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に <u>基づき、本市の住民基本台帳</u> に記録されている者のうち、次に掲げる年齢のものに贈呈する。 (贈呈の時期) 第5条 祝金の贈呈の時期は、 <u>基準日の属する月の翌月</u> とする。 | (祝金の贈呈) 第2条 祝金は、 <u>毎年8月31日</u> （以下「基準日」という。）において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による <u>住民票</u> に記録されている者のうち、次に掲げる年齢のものに贈呈する。 (贈呈の時期) 第5条 祝金の贈呈の時期は、 <u>毎年9月</u> とする。 |
| 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の春日部市長寿祝金贈呈条例（以下「旧条例」という。）第2条及び第5条の規定は、旧条例第2条各号に掲げる年齢の誕生日（誕生日が2月29日である者の誕生日は、2月28日とみなす。）が令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間である者長寿祝金については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第2条中「毎年8月31日」とあるのは「令和4年4月30日」と、旧条例第5条中「毎年9月」とあるのは「令和4年5月」とする。 | |

議案第 3 号

春日部市消防団条例の一部改正について

春日部市消防団条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

消防団員の活動条件の見直し等に伴い、休団の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市消防団条例の一部を改正する条例

春日部市消防団条例（平成17年条例第164号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の条又は号に対応する改正前の欄の条又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の条又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(休団)</p> <p>第4条の2 長期間消防団活動に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で、消防団活動の休止（以下「休団」という。）をすることができる。</p> <p>2 団員が休団しようとするときは、あらかじめ団長にあっては市長、その他の団員にあっては団長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、休団中の団員が復帰しようとする場合について準用する。</p> <p>4 休団中の団員が復帰したときの階級は、休団した日に当該団員が属していた階級とする。</p> <p>5 休団中であっても、大規模災害への出動は、本人の同意に基づき可能とする。</p> | |
| <p>(定員)</p> <p>第5条 消防団の定員は、214人とする。</p> <p>団長 2</p> <p>副団長 2</p> <p>分団長 14</p> <p>副分団長 14</p> <p>部長 14</p> <p>班長 20</p> <p><u>一般団員</u> 148</p> <p>機関員 28 (<u>一般団員</u>の内数)</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 <u>任命権者</u>は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第9条</p> <p>3 団員であって10日以上居住地を離れる場合</p> | <p>(定員)</p> <p>第5条 消防団の定員は、214人とする。</p> <p>団長 2</p> <p>副団長 2</p> <p>分団長 14</p> <p>副分団長 14</p> <p>部長 14</p> <p>班長 20</p> <p><u>団員</u> 148</p> <p>機関員 28 (<u>団員</u>の内数)</p> <p>(分限)</p> <p>第7条 <u>団長</u>は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第9条</p> <p>3 団員であって10日以上居住地を離れる場合</p> |

は、団長にあっては市長に、その他の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(報酬等)

第10条 団員に対し、次の報酬及び手当を支給する。ただし、休団中の団員には、年額報酬及び手当を支給しない。

(1) 年額報酬

| | | |
|-------------|----|------------------|
| 団長 | 年額 | 140,000円 |
| 副団長 | 年額 | 115,000円 |
| 分団長 | 年額 | 100,000円 |
| 副分団長 | 年額 | 93,000円 |
| 部長 | 年額 | 88,000円 |
| 班長 | 年額 | 83,000円 |
| <u>一般団員</u> | 年額 | 78,000円 |
| 機関員 | 年額 | 3,000円 (年額報酬に加給) |

(2) 出動報酬

火災及び災害出動報酬 1日 8,000円

(3) 手当

| | | |
|-------------|----|--------|
| 訓練・訓練指導出場手当 | 1回 | 4,000円 |
| 警戒出場手当 | 1回 | 2,000円 |
| その他の出場手当 | 1回 | 1,500円 |

別表（第12条関係）

| 職名 | 鉄道 賃 | 船賃 | 車賃 1キ ロメ ート ルに つき | 日当（1日 につき） | | 宿泊料 (1夜 につ き) |
|------------------|----------------|----------------|----------------------------------|---------------|----|------------------------|
| | | | | 県内 | 県外 | |
| 分団 長 | 運賃 及び 料金 | 運賃 及び 料金 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 副分 団長 | 普通 車両 | 普通 船室 | | | | |
| 部長 | | | | | | |
| 班長 | | | | | | |
| <u>一般 団員</u> | | | | | | |

は、団長にあっては市長に、副団長又はその他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

(報酬等)

第10条 団長及び団員に対し、次の報酬及び手当を支給する。

(1) 報酬

| | | |
|-----------|----|----------------|
| 団長 | 年額 | 140,000円 |
| 副団長 | 年額 | 115,000円 |
| 分団長 | 年額 | 100,000円 |
| 副分団長 | 年額 | 93,000円 |
| 部長 | 年額 | 88,000円 |
| 班長 | 年額 | 83,000円 |
| <u>団員</u> | 年額 | 78,000円 |
| 機関員 | 年額 | 3,000円 (報酬に加給) |

(2) 手当

火災及び災害出場手当 1回 3,500円

| | | |
|-------------|----|--------|
| 訓練・訓練指導出場手当 | 1回 | 4,000円 |
| 警戒出場手当 | 1回 | 2,000円 |
| その他の出場手当 | 1回 | 1,500円 |

別表（第12条関係）

| 職名 | 鉄道 賃 | 船賃 | 車賃 1キ ロメ ート ルに つき | 日当（1日 につき） | | 宿泊料 (1夜 につ き) |
|-----------|----------------|----------------|----------------------------------|---------------|----|------------------------|
| | | | | 県内 | 県外 | |
| 分団 長 | 運賃 及び 料金 | 運賃 及び 料金 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 副分 団長 | 普通 車両 | 普通 船室 | | | | |
| 部長 | | | | | | |
| 班長 | | | | | | |
| <u>団員</u> | | | | | | |

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

埼玉県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙記載のとおり変更することについて議決を求める。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により提案いたします。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|---|-------|--|--|-------|---|
| <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄 市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生 市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓼 田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島 町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬 町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父 村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市ボ ートレース企業団 埼葛斎場組合 越谷・ 松伏水道企業団 蓼田白岡衛生組合 久 喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本 水道企業団 小川地区衛生組合 皆野・ 長瀬下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生組合 東埼玉資源環境組 合 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ 島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生 組合 入間東部地区事務組合 吉川松伏 消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組 合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市 町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西 入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組 合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏</td></tr> </tbody> </table> | 組合市町村 | 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄 市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生 市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓼 田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島 町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬 町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父 村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市ボ ートレース企業団 埼葛斎場組合 越谷・ 松伏水道企業団 蓼田白岡衛生組合 久 喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本 水道企業団 小川地区衛生組合 皆野・ 長瀬下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生組合 東埼玉資源環境組 合 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ 島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生 組合 入間東部地区事務組合 吉川松伏 消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組 合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市 町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西 入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組 合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏 | <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合市町村</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄 市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生 市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓼 田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島 町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬 町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父 村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市競 艇組合 埼葛斎場組合 越谷・松伏水道 企業団 蓼田白岡衛生組合 久喜宮代衛 生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県 市町村総合事務組合 桶川北本水道企業 団 小川地区衛生組合 皆野・長瀬下水 道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地 区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西 部衛生組合 東埼玉資源環境組合 本庄 上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企 業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広 域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 入 間東部地区事務組合 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域 清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・ 鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消 防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・ 越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎 場組合 大里広域市町村圏組合 埼玉西</td></tr> </tbody> </table> | 組合市町村 | 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄 市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生 市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓼 田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島 町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬 町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父 村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市競 艇組合 埼葛斎場組合 越谷・松伏水道 企業団 蓼田白岡衛生組合 久喜宮代衛 生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県 市町村総合事務組合 桶川北本水道企業 団 小川地区衛生組合 皆野・長瀬下水 道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地 区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西 部衛生組合 東埼玉資源環境組合 本庄 上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企 業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広 域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 入 間東部地区事務組合 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域 清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・ 鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消 防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・ 越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎 場組合 大里広域市町村圏組合 埼玉西 |
| 組合市町村 | | | | | |
| 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄 市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生 市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓼 田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島 町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬 町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父 村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市ボ ートレース企業団 埼葛斎場組合 越谷・ 松伏水道企業団 蓼田白岡衛生組合 久 喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本 水道企業団 小川地区衛生組合 皆野・ 長瀬下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生組合 東埼玉資源環境組 合 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ 島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生 組合 入間東部地区事務組合 吉川松伏 消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組 合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市 町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西 入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組 合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏 | | | | | |
| 組合市町村 | | | | | |
| 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄 市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生 市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木 市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓼 田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島 町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬 町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父 村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市競 艇組合 埼葛斎場組合 越谷・松伏水道 企業団 蓼田白岡衛生組合 久喜宮代衛 生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県 市町村総合事務組合 桶川北本水道企業 団 小川地区衛生組合 皆野・長瀬下水 道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地 区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西 部衛生組合 東埼玉資源環境組合 本庄 上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企 業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広 域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 入 間東部地区事務組合 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域 清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・ 鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消 防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・ 越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎 場組合 大里広域市町村圏組合 埼玉西 | | | | | |

| | | |
|----|----------|----------|
| 組合 | 埼玉西部消防組合 | 埼玉東部消防組合 |
| 組合 | 草加八潮消防組合 | |

別表第2（第4条関係）

| 共同処理する事務 | 組合市町村 |
|--------------|---|
| 第4条第1号に掲げる事務 | 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓼田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 <u>埼玉県都市ボートレース企業団</u> 埼葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓼田白岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本水道企業団 小川地区衛生組合 皆野・長瀬下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生組合 東埼玉資源環境組 |

| | | |
|-------|----------|----------|
| 部消防組合 | 埼玉東部消防組合 | 草加八潮消防組合 |
|-------|----------|----------|

別表第2（第4条関係）

| 共同処理する事務 | 組合市町村 |
|--------------|--|
| 第4条第1号に掲げる事務 | 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狹山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓼田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居町 宮代町 杉戸町 松伏町 <u>埼玉県都市競艇組合</u> 埼葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓼田白岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本水道企業団 小川地区衛生組合 皆野・長瀬下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生組合 東埼玉資源環境組合 本庄上里 |

合 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 入間東部地区事務組合 吉川松伏消防組合 埼玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合

学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 入間東部地区事務組合 吉川松伏消防組合 埼玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合 草加八潮消防組合

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案いたします。

市 道 路 線 認 定 調 書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|--------|---------|---------|--------|
| 3-382 | 内 牧 | 内 牧 | |
| 3-383 | 梅田本町二丁目 | 梅田本町二丁目 | |
| 4-758 | 增 富 | 增 富 | |
| 4-759 | 增 富 | 增 富 | |
| 4-760 | 谷原一丁目 | 谷原一丁目 | |
| 4-761 | 下大増新田 | 下大増新田 | |
| 4-762 | 下大増新田 | 上大増新田 | |
| 6-774 | 武里中野 | 武里中野 | |
| 6-775 | 武里中野 | 武里中野 | |
| 6-776 | 大 場 | 大 場 | |
| 6-777 | 大 場 | 大 場 | |
| 6-778 | 武里中野 | 大 場 | |
| 9-3448 | 西金野井 | 西金野井 | |
| 9-4496 | 永 沼 | 永 沼 | |
| 9-4497 | 下 柳 | 下 柳 | |

議案第 6 号

市道路線の廃止について

市道路線を別紙調書のとおり廃止する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

市道路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により提案いたします。

市 道 路 線 廃 止 調 書

| 路線名 | 起 点 | 終 点 | 重要な経過地 |
|--------|-------|-------|--------|
| 4-130 | 下大増新田 | 下大増新田 | |
| 7-563 | 不動院野 | 不動院野 | |
| 9-2024 | 小平 | 小平 | |
| 9-3046 | 下柳 | 下柳 | |
| 9-3047 | 下柳 | 下柳 | |
| 9-3092 | 下柳 | 下柳 | |
| 9-4059 | 永沼 | 永沼 | |
| 9-4176 | 新宿新田 | 新宿新田 | |

議案第 7 号

令和 3 年度春日部市一般会計補正予算（第 12 号）について

令和 3 年度春日部市一般会計補正予算（第 12 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 8 号

令和 3 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 3 年度春日部市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 9 号

令和 3 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 3 年度春日部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 10 号

令和 3 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 3 年度春日部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 11 号

令和 3 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第12号

令和3年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第3号）について

令和3年度春日部市立看護専門学校特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和4年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 13 号

令和 3 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度春日部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第14号

令和4年度春日部市一般会計予算について

令和4年度春日部市一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 15 号

令和 4 年度春日部市国民健康保険特別会計予算について

令和 4 年度春日部市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 16 号

令和 4 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 4 年度春日部市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 17 号

令和 4 年度春日部市介護保険特別会計予算について

令和 4 年度春日部市介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第18号

令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算について

令和4年度春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第19号

令和4年度春日部市立看護専門学校特別会計予算について

令和4年度春日部市立看護専門学校特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第20号

令和4年度春日部市水道事業会計予算について

令和4年度春日部市水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第 21 号

令和 4 年度春日部市病院事業会計予算について

令和 4 年度春日部市病院事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第22号

令和4年度春日部市下水道事業会計予算について

令和4年度春日部市下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

議案第23号

春日部市監査委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を春日部市監査委員に選任することについて同意を求める。

春日部市武里中野174番地4

香 田 寛 美

昭和29年12月5日生

令和4年2月16日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

提案理由

上記の者を選任することについて同意を得たいので、地方自治法第196条第1項の規定により提案いたします。

議案第 24 号

令和 3 年度春日部市一般会計補正予算（第 13 号）について

令和 3 年度春日部市一般会計補正予算（第 13 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

春日部市長 岩 谷 一 弘

